



●墨田区保健所のホームページ
 □ <http://www.city.sumida.lg.jp/hokenzyo/>

●向島保健センター：〒131-0032 東向島5-16-2 ☎3611-6135
 ●本所保健センター：〒130-0005 東駒形1-6-4 ☎3622-9137

都内の
医療機関
情報案内
(24時間案内)

●都医療機関案内サービス「ひまわり」
 ☎5272-0303・FAX5285-8080
 ●東京消防庁「救急相談センター」
 ▶携帯・PHS・プッシュ回線 ☎#7119
 ▶23区ダイヤル回線 ☎3212-2323

平成27年1月から実施します 新たな難病医療費助成制度

来年1月から、難病医療費助成制度が新しくなります。新たな制度の助成を受けるためには、申請が必要です。制度の内容や申請手続の詳細は、問い合わせるか、都福祉保健局のホー

ムページをご覧ください。

【問合せ】▶向島保健センター ▶本所保健センター ▶都福祉保健局保健政策部疾病対策課 ☎5320-4004

ご注意ください

保健センターでの検便の年内受付期間

【年内の受付期間】▶向島保健センター=12月16日(火)午後5時まで
 ▶本所保健センター=12月24日(水)正午まで *12月22日(月)は受付不可 *両保健センターとも年始の受

付は平成27年1月5日(月)~【問合せ】▶向島保健センター ▶本所保健センター ▶保健予防課感染症係 ☎5608-6191

区立中学校の生徒による力作の数々をご覧ください

薬物乱用防止ポスター・標語作品展

【とき】12月15日(月)~18日(木)午前10時~午後4時 *最終日は午後3時まで【ところ】区役所1階アトリウム

【入場料】無料【申込み】期間中、直接会場へ【問合せ】保健計画課保健計画担当 ☎5608-1305

依存症とうまく付き合っていくために

講演会「ネット依存がわかる!症状と対応について」

【とき】平成27年1月19日(月)午後3時~5時【ところ】すみだ女性センター(押上2-12-7-111)【内容】近年急増している、インターネット・スマートフォン・ゲーム・SNSの依存症について、症状や対応の仕方を精

神科医から学ぶ【対象】区内在住在勤の方【定員】先着50人【費用】無料【申込み】12月12日午前8時半から電話で向島保健センターへ

まず、知ることが大切です!

お酒の飲み方で困っている方の講座(本人・家族向け)

【とき・テーマ】▶本人向け=平成27年1月21日(水)・「お酒からの回復」▶家族向け=27年1月26日(月)・「アルコール依存症とは」、「家族の対応について」等 *いずれも午後2時~

3時半【ところ】向島保健センター【対象】区内在住の方【定員】各日先着15人【費用】無料【申込み】12月12日午前8時半から電話で向島保健センターへ

新米パパを応援します!

パパのための出産準備クラス

【とき】平成27年1月24日(土)午前9時半~正午【ところ】本所保健センター【対象】区内在住で当日妊娠25週以降(初産)の夫婦【定員】20組 *定員を超えた場合は出産予定日が早い

方を優先【費用】無料【申込み】講座名・開催日・住所・夫婦の氏名・電話番号・出産予定日を往復はがきで12月21日(消印有効)までに本所保健センターへ

献血にご協力を!

日時・会場についてはお問い合わせください。

【問合せ】東京都赤十字血液センター ☎5534-7550 *東京都赤十字血液センターのホームページでもご確認いただけます。



献血キャラクター「けんけつちゃん」

今年は届出の年に当たりますので、忘れずに届け出てください

医療従事者・調理師業務従事者

医療従事者と調理師業務従事者は、それぞれ医師法や調理師法等に基づいて、12月31日現在の住所・氏名・勤務先などを2年ごとに届け出する必要があります。今年は届出の年に当たりますので、対象者は忘れずに届け出てください。

■医療従事者

【対象】▶医師・歯科医師・薬剤師=免許を有する方 ▶保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士=都内で免許に係る業務に従事している方【届出方法】届出用紙を直接または郵送で平成27年1月15日(必着)までに▶医師・歯科医師・薬剤師=住所地または勤務地を管轄する保健所へ ▶保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士=勤務地を管轄する保健所へ *届出用紙は住所地または勤務地を管轄する保健所(墨田区では区役所5階の生活衛生課)で配布【問合せ】生活衛生課生活環境係 ☎5608-6939

■調理師業務従事者

【対象】都内にある次の施設で調理の業務に従事している調理師(パート・アルバイトを含む)▶寄宿舍・寮▶学校(幼稚園を含む)▶病院▶事業所▶社会福祉施設(保育園を含む)▶介護老人保健施設▶矯正施設▶飲食店営業▶魚介類販売業▶そうざい製造業▶その他、多人数に飲食物を調理して供与している施設【届出方法】届出用紙を直接または郵送で平成27年1月15日(必着)までに各業界団体へ *届出用紙は生活衛生課(区役所5階)で配布しているほか、都福祉保健局のホームページから出力可 *都内在住で、他の道府県に勤務地のある方は、勤務地のある道府県へ届出【問合せ】▶生活衛生課食品衛生係 ☎5608-6943▶都健康安全課試験・免許係 ☎5320-4358

食中毒を予防するために

家庭での食品の取扱いにご注意を

これからの季節は、クリスマスやお正月等に、ご家庭でパーティーを開くなどして、大量の食事を作る機会が増える時期になります。そのため、調理をする際には、食中毒の予防について、より一層の注意が必要になります。

「食中毒予防の三原則」は食中毒菌を「つけない」、「増やさない」、「やっつける」です。三原則を守るため、下表のとおり注意しましょう。

【問合せ】生活衛生課食品衛生係 ☎5608-6943

■食中毒の予防方法

三原則	予防方法
食中毒菌を「つけない」	▶調理をする前には、しっかりと手洗いをする ▶下ごしらえでは、肉を最後に処理する ▶肉や魚を保管する際には、汁が漏れないよう包装してから冷蔵庫に保存する
食中毒菌を「増やさない」	▶買物から帰ったら食品をすぐに冷蔵庫で保管する ▶できあがった料理は長時間室温で放置しない
食中毒菌を「やっつける」	▶食品は十分に加熱調理する ▶食肉は生で食べず、しっかりと加熱してから食べる ▶温め直す際には十分に加熱する

赤ちゃんの健康は、お母さんのお口の健康から始まります

妊婦歯科健康診査

妊娠中は、食べ物の好みの変化、ホルモンの影響、つわりのために歯みがきが十分にできないことなどによって、お口の中がむし歯や歯肉炎になりやすい状態になります。お口の健康維持のため、体調の良いときに、区の妊婦歯科健診を受診しましょう。

受診票などは、母子健康手帳の交付時にお渡ししています。

【対象】区内在住で妊娠中の方 *妊娠中に1回受診可【実施場所】区内実施歯科医療機関【費用】無料【問合せ】保健計画課保健計画担当 ☎5608-6189